

Is it right to insist that the treaty of peace and amity between Japan and Russia made Sakhalin Island the residential area of Japanese and Russian?

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 榎森, 進 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/568

「日露和親条約」がカラフト島を両国の 雑居地としたとする説は正しいか？

榎 森 進

い。

はじめに（問題の所在）

日本の高等学校における歴史教育の内容が国民の歴史認識のあり方に大きな影響を与えていることは多言を要しない。それだけに、高等学校用の歴史教科書の記述は、科学的歴史研究の成果を踏まえた正確な内容でなければならないと思う。しかし、現在、高等学校で使用されている歴史の教科書の内容を見ると、首を傾げたくないような記述も結構多く見受けられる。

現在、私が行っている研究との関わりで言えば、安政元年（1854）12月21日、日ロ間で調印された「日露和親条約」の解釈がそれである。即ち、管見の限り、多くの『高校日本史』の教科書が、この条約が「カラフト島を両国の雑居地とした」という意味の記述をしているが、同条約の条文の文言を見ればすぐわかるように、同条約の条文には、「雑居」ないしは「雑居地」を意味する用語が全く記されていないのであり、また仮に、同条約で「カラフト島」が実質的に両国の「雑居地」になったものと解釈したとしても、慶応3年（1867）2月25日、日ロ両国が「カラフト島」を正式に両国の「雑居地」と決めた「カラフト島仮規則」との相互関係を説明出来なくなる。そこでここでは、標題を考察するため、当面3社発行の『高校日本史B』の教科書の記述内容と幾つかの「歴史年表」・「歴史事典」類における関係項目の説明内容を検討することによって、そこに内在する問題点を指摘し、次いで「日露和親条約」の内容とその後の幕府の蝦夷地政策、特に「北蝦夷地」（カラフト島）政策の特徴を検討した上で、慶応3年2月21日、日ロ両国間で締結された「カラフト島仮規則」の内容との関係について検討した

1. 『高校日本史B』及び「歴史年表」・「歴史事典」類における「日露和親条約」の説明。

(1). 検討対象の『高校日本史B』の教科書。

①. 『日本史B、改訂版』（三省堂、2013・3・30発行、著作者：青木美智男・深谷克己・鈴木正幸・木村重光・伊藤喜良・他7名）。

②. 『詳説日本史、改訂版』（山川出版社、2013・3・1発行、執筆者：故石井進・加藤陽子・五味文彦・笹山晴生・高埜利彦・他7名）。

③. 『高校日本史B、新訂版』（実教出版、2013・1・25発行、執筆者：宮原武夫・石山久男・峰岸純夫・佐藤和彦・北島万次・他11名）。

まず最初に、①、三省堂発行の『日本史B、改訂版』の記述を見ておきたい。同書は、当該問題に関する事柄を「第15章 明治維新と近代国家」の「1、激動するアジアと日本の開港」と「第16章、明治憲法体制の成立」の所で触れている。すなわち、「1、激動するアジアと日本の開港」の「日本の開港」の項で、安政元年（1854）に締結された「日米和親条約（神奈川条約）」の主な内容について記した上で、「ついで幕府は、イギリス・ロシア・オランダともほぼ同様の条約をむすんだ。またロシアとは、^{えと}択^{ろふ}捉島と^{ウルツァフ}得撫島との間を日露国境とし、^{からふと}樺太は^{ざつきよち}両国民の雑居地とすることを取り決めた。」と記し、次いで「第16章、明治憲法体制の成立」中の「1、大久保政権の成立」の「国境の画定」項で、明治12年（1879）の「琉球処分」について触れた上で、「また政府は、1869年に^{えと}蝦夷地を北海道と改称し、^{からふと}樺太も^{かいたくし}管轄する開拓使を設置していたが、幕末に日露間の雑居地とされた

2 「日露和親条約」がカラフト島を両国の雑居地としたとする説は正しいか？

樺太では紛争がたえなかった。1874年、政府は、北海道開拓と北方防備を行なう屯田兵制度をもうけたうえで、1875年に樺太はロシア領、千島全島は日本領とする樺太・千島交換条約をむすんだ。小笠原諸島も、一時占領していたイギリスとアメリカの承認をえて、1876年に政府は日本の領土とした。」と記している。

②、山川出版社の『詳説日本史、改訂版』は、「第4部 近代・現代」の「第9章、近代国家の成立」の「1、開国と幕末の動乱」中の「開国」項で、嘉永6年（1853）6月、アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが4隻の軍艦を率いて浦賀沖に現れ、フィルモア大統領の国書を提出して日本に開国を求めたことについて触れた上で、「ついで7月には、ロシアの使節プチャーチンも長崎にきて、開国と国境の画定を要求した」と記し、次いで翌安政元年（1854）の「日米和親条約」の締結と同条約の概要を記しているが、「日露和親条約」については本文で記さず、脚注で「ペリーについてロシアのプチャーチンもふたたび来航し、下田で日露和親条約を結んだ。この条約で、下田・箱館のほか長崎を加えた3港を開港し、国境については択捉島以南を日本領、得撫島以北をロシア領とし、樺太は両国人雑居の地として境界を定めないことが約定されている」と説明している。なお文中の「樺太」については、語彙の下に（サハリン）と記している。

次いで「2、明治維新と富国強兵」中の「初期の国際関係」項で、欧米への岩倉使節団の派遣、日清修好条規、琉球処分、日朝修好条規等の問題に触れた上で、「また、幕末以来ロシアとのあいだで懸案となっていた樺太の帰属については、日本は北海道の開拓で手いっぱいであったため、1875（明治8）年、樺太・千島交換条約を結んで、樺太に持っていたいっさいの権利をロシアにゆずり、そのかわりに千島全島を領有することになった」と記している。なお、この項には「日本の領土」と題する地図が掲載されているが、「樺太」を「日露和親条約による日露雑居地」と説明しているのみならず、「樺太」全島を青と赤の縞模様で表記している。こ

の地図の表記の内容を素直に読めば、日露和親条約で「カラフト島」全島が日露両国の「雑居地」になったことになる。

③、実教出版の『高校日本史B、新訂版』は、「第4編、近代・現代」の「第7章、大日本帝国の誕生」の「1、開国と社会の変動」中の「開国」項で、日米和親条約の内容の要点を記した上で、「続いて幕府は、イギリス・ロシア・オランダとも同様な条約をむすんだ」と記し、欄外注で「ペリーに続いて、ロシアの使節プチャーチンも長崎に来航して開国を求めた」と記しているものの、日露和親条約については一切記していない。また、「6、新政府の近隣外交」中の「国境の画定」項では、いきなり「日露和親条約は択捉島以西の諸島を日本領としたが、樺太（サハリン）の所属を定めなかったので、しばしば両国の紛争がおこった。政府は、北方の緊張を緩和するためにロシアに譲歩し、1875年に全千島列島を日本領、樺太をロシア領とする樺太・千島交換条約をむすんだ」と記している。日露和親条約が「カラフト島」を両国の雑居地としたとは記さず、同島の「所属を定めなかったので、しばしば両国の紛争がおこった」としていることは、後述のように妥当な表現だと思うが、この項の文章に関する欄外注で「古来、択捉島・国後島・歯舞諸島・色丹島は北海道アイヌの居住地であり、国際条約上は一貫して日本固有の領土であった」と記していることはいただけない。というのも、第1に、歴史学である特定の地域を日本の領土と解する場合、それはあくまでも「歴史的に形成された領土」という意味であり、「古来、何々は日本固有の領土」という言い方はしないからであり、第2に、当該地域が北海道アイヌの居住地であったことを以て同地域を日本の領土と解することは、後述のように幕末における幕府は、アイヌ民族＝日本に従属した人々、日本に従属した人々であるアイヌの居住地＝日本領という特殊な領土観念を有していたが、上記の説明文は、この論理をそっくり当てはめたものに他ならないからである。

以上3社出版の教科書における関係部分の説

明文言を紹介したに過ぎないが、全体的な特徴として指摘しておきたいことは、第一に「日露和親条約」の歴史的意味を説明していないか、完全に無視していること、第二に、同条約で「カラフト島」が日露両国の「雑居地」とされたという解釈をしていることの2点である。なお、各教科書共に、「カラフト島」を「樺太」、エトロフ島を「択捉島」、クナシリ島を「国後島」、ウルップ島を「得撫島」と記しているが、こうした漢字表記は、明治2年にいわゆる“蝦夷地”を北海道と改称し（改称地域は、現、北海道とクナシリ島・エトロフ島。クナシリ・エトロフの2島は「千島国」）、「北蝦夷地」（カラフト島）を「樺太州」と改称した時に、その表記のしかたを上記のように変えたものであり（榎森進『アイヌ民族の歴史』草風館、2007年）、したがって、上記のような漢字表記は間違っていると云わなければならない。

(2). 主要な歴史年表・歴史辞典類における「日露和親条約」の説明。

まず最も手近な歴史学研究会編『日本史年表、第四版』（岩波書店、2012年7月13日発行）を見ると、安政元年（1854）12月21日項に「日露和親条約を下田で調印、下田・箱館・長崎を開港、エトロフ・ウルップ島間を国境とし、樺太を両国雑居地と定める」とある。また、慶応3年（1867）2月25日項に「遣露使節団小出秀実ら、日露樺太雑居などの樺太仮規則5か条に調印」とある。

また、加藤友康・瀬野精一郎・鳥海靖・丸山雍成編『日本史総合年表』（吉川弘文館、2001年5月20日発行）は、安政元年（1854）12月21日（2.7）項で「幕府、日露和親条約を調印（同3年11月10日、批准書交換）、下田・箱館・長崎を開港。エトロフ・ウルップ間を国境とし樺太は両国雑居とする」と記し、慶応3年（1867）2月25日（3.30）項で「遣ロシア使節小出秀実ら、ペテルブルグで樺太島を日露両国人雑居とする樺太島仮規則に調印」と記している。

また、同書より2年前に発行された『対外関係史総合年表』（吉川弘文館、1999年9月10日

発行）では、安政元年（1854）12月21日項で「ロシア応接掛筒井政憲・川路聖謨、プチャーチンと下田長楽寺において日露和親条約に調印。安政3年（1856）11月10日、批准書交換。これにより、千島はウルップ水道をもって境界とし、カラフト島は従来通り雑居地となる（幕末外国関係文書8／長崎日記／下田日記）」と記し、慶応3年（1867）の欄では、【ロシア】のところで、「1.13日本国遣露使節小出秀実ら、ペテルブルグに着き、23日、ロシア国外務アジア局長ストレモフと会談して境界交渉に入り、2月28日まで9回の会談を行う（樺太概覧二編／日露交渉史）。3.18外国奉行兼箱館奉行小出秀実・目付石川利政、ペテルブルグにおいてアジア局長ストレモフと日露樺太島仮規則に調印し、日・露両国人雑居を協約（日本外交史年表並主要文書上／維新史料綱要7）」と記している。

次に代表的な歴史事典の記述を見ておこう。まず『国史大辞典、第11巻』（吉川弘文館、1990年9月30日発行）収録の「日露和親条約」項では、「江戸幕府がロシアと結んだ和親条約で、双務的領事裁判権の規定に特徴がある。日露通好条約ともいう。ロシア使節プチャーチンは、日本開国にあたって列強との角逐の中で、しかもクリミア戦争で英仏艦隊に追撃されつつ、安政元年十二月二十一日（一八五五年二月七日）、日本全権筒井政憲・川路聖謨（としあきら）と下田で、米英につぐ和親条約九条、付録四則を締結した。第一条に永世の和親、第二条に、日露国境はエトロフとウルップ境とし、ウルップより北方クリル（「諸」欠か？）島は露国に属す、樺太は国境を分けず、従来どおりとする、第八条に両国民は相互に他方領土で完全な自由を有し、（若し法を犯すものあらば、是を取押へ処置するに各其国の法度を以てすべし）と決め、混合居住地域の樺太では、相互に属人的領事裁判権を認めた点に特徴がある（以下略）」と記しているが（執筆：秋本益利）、第8条の解釈は明らかな間違い。また、慶応3年（1867）の「カラフト島仮規則」については、同辞典第3巻（1983年2月1日発行）で「樺太

島仮規則」という語句で立項して、「幕末に日本とロシアの間で樺太（サハリン）の領有について取り決めた協定。日露間樺太島仮規則とも呼ばれる。安政元年（一八五四）以来懸案の樺太国境談判のため、慶応二年（一八六六）ロシアへ出張した箱館奉行小出秀実・目付石川利政が外務省アジア局長スツレモーホフ Stremouhow と会談の上、翌三年二月二十五日（太陽暦、三月三十日）調印した仮規則で、日本文と露文とが正文であった。交渉において小出使節は樺太の島上境界を主張し、ウルフ諸島を代地とする案を提出し、全島領有しても、従来から日本人が占有していた漁業権は尊重する方針を示した。小出使節は賛成せず、不定境界・双方雑居の原則を協議するほかなかった。その結果樺太は従来通り両国の所領とし、現地で紛争を生じた際は出先機関の交渉で解決し、解決できぬ際は付近の長官が解決する。ロシア人・日本人は全島に旅行・居住・建築することができる。全島の原住民をロシア人・日本人ともに雇用することができることなどを定めた」と説明している（執筆者：大山梓）。

また、外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版、日本外交史辞典』（山川出版社、1992年5月20日発行）では、「日露和親条約」について「日米和親条約と大差がないが、まず特徴的なものとして国境の問題がある。すなわち国境はエトロフ島とウルフ島の間とし、カラフト島は国境を分けないとされている（第2条）」と記している（執筆者：石井孝）。なお同書では、「カラフト島仮規則」を立項せず、したがって説明もしていない。

さらに、近年発刊の田中健夫・石井正敏編『対外関係史辞典』（吉川弘文館、2009年2月10日発行）では、条約名を立項していないことから、同条約については「ロシア」の項で説明している。すなわち「1855年2月7日（安政元年12月21日）日露通好条約（日露和親条約）が締結され、国交が開かれた。この条約には国交関係の条項のほか国境の画定についての条項も設けられ、択捉（えとろふ）島と得撫（うるぶ）島の間に国境線をひき、択捉全島は日本領、

得撫島以北のクリル諸島はロシア領と定めた。また、これまで日本人とロシア人が進出していた樺太については、国境を分かたことなく従来通りの雑居地とした」と記している（執筆者：大畑篤四郎）。また同書でも「カラフト島仮規則」については説明していない。

上記の検討から、その特徴として次の諸点を指摘できる。先ず第1に、今回取り上げた3種の歴史年表では、3種共に日露和親条約でカラフト島が日ロ両国の「雑居地」になったと記すと共に慶応3年に締結された「カラフト島仮規則」についても取上、同規則によってカラフト島が日ロ両国の「雑居地」になったと説明していること。したがって、カラフト島は「日露和親条約」と「カラフト島仮規則」によって2度両国の「雑居地」とされたことになる。つまり、上記の歴史年表をそのまま読めば、何故2度も「雑居地」とする必要があったのか、その理由を記さなければ、年表に記されている「史実」の意味が分からない。しかし、両者の意味の相違については、一切記していないことである。第2に、3種の歴史辞典では、3番目の『対外関係史辞典』では日露和親条約がカラフト島については「国境を分かたことなく従来通り雑居地」としたと記しているが、『国史大辞典』は「国境を分けず従来どおりとする」、『日本外交史辞典』は「国境を分けないとされた」と記す等、3者間の説明のあり方が異なっているのみならず、慶応3年の「カラフト島仮規則」については触れていないことである。

高校の日本史教科書の内容が上記で検討したような内容になっていることの大きな要因は、当該分野の執筆者が日本の歴史における「日露和親条約」及び「カラフト島仮規則」の歴史的意味を軽視しているか、又は取り上げるにしても、せいぜい上記の歴史年表の記述をそのまま採用したことによるものと推察される。さらに残念なことは、近年、こうした問題を含めた北方地域史ないしは日ロ関係史に関心を寄せない歴史研究者（特に若手研究者）が多くなってきていることも大きな要因になっているように思われることである。

2. 「日露和親条約」の検討。

(1) 条文の検討。

同条約の日本語文と漢文及びオランダ語文の和解は、『大日本古文書：幕末外国関係文書』第8巻⁽¹⁾に収録されているが、ロシア語文は収録されていないため、ロシア語文は、外務省条約局『旧条約彙集』（国立国会図書館蔵本）収録の「日本國魯西亞國通好條約」のロシア語文を並記し、また同書にはフランス語文も記されているので（同書に記されているフランス語文は、同時代のものではなく、同書の編纂時に記されたものと思われる）、参考のためにフランス語文も記して検討したい。但し漢文とオランダ語文の和解・ロシア語文及びフランス語文は、「カラフト島」に関する文のみ記す。

第二条（日本語文）

今より後、日本國と魯西亞國との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるへし、エトロフ全島ハ、日本に屬し、ウルップ全島、夫より北の方クリル諸島ハ、魯西亞に屬す、カラフト島ニ至りては、日本國と魯西亞國の間ニおゐて、界を分たす、是迄仕來の通たるへし。

第二款（漢文、古賀謹一郎訳）

至哈喇土島、則日本與魯西亞、不分疆域、須如往規。

第二條（オランダ語文和解、森山栄之助訳）

カラフト島サガリーンは、魯西亞と日本の分界を為さず、是までありし如くたるへし。

Статья II（ロシア語文）

Что касается острова Крафто (Сажаина), то онъ остается неразделеннымъ между Россією и Японією, какъ было до сего времени.

II（フランス語文）

Quant a l'île Krafto (Sakhaline ou Saghalien), elle reste, comme par le passe, indivise entre la Russie et le Japon.

なお、ロシア語文中の“неразделеннымъ”なる語彙の下線部分の文字は“e”と同音の他の文字を記しているが、この文字は、現在のロ

シア文字には無いため、私が使用しているパソコンにもこの文字が無いので、同じ読みの現在のロシア文字“e”を記した。

上記の文の内、ロシア語文は、「カラフト（サハリン）島については、これまでと同様にロシアと日本の間で分界しないままで残しておく」という意味で、オランダ語文和解も「カラフト島サガリーンは、魯西亞と日本の分界を為さず、是までありし如くたるへし」となっていて、ロシア語文と類似した文言になっている。また、フランス語文は、「カラフト（サハリン、またはサハリヤン）島に関していえば、これまでと同じように、ロシアと日本の間で分界しないで残しておく」という意味の文章になっていて、これまたロシア語文とほぼ同じ表現である。しかし、日本語文は、「カラフト島に至りては、日本國と魯西亞國の間におゐて、界を分たす、是迄仕來の通たるへし」となっていて、他の文章とは若干ニュアンスの異なる表現になっている。

つまり、カラフト（サハリン）島に関しては、ロシア語文、オランダ語文、漢文及びフランス語文は、共に類似した意味の文章になっているのに対し、日本語文は、これらの文と若干ニュアンスの異なる文になっていることが分かる。当該条約の交渉における日ロ間の共通言語は、オランダ語であり、ロシア側のオランダ語の通訳は、遣日使節で侍従武官長の E. V. プチャーチン付秘書海軍大尉 K. N. ポシエート⁽²⁾、日本側のオランダ語の通訳は森山栄之助であり、共にオランダ語に精通した人物であったことを踏まえれば、日本語文とロシア語文・オランダ語文・漢文の間に、このようなニュアンスの相違が生じることは無い筈である。しかし、現実には、このような相違が生じたのである。では、何故このようなニュアンスの相違が生じたのか。このことを検討する前に「同条約」調印前後の「サハリン島」における住人の概要と彼等住人の居住のあり方について検討しておきたい。というのも、「同条約」第2条中の「カラフト（サハリン）島」に関する日本語文とロシア語文、オランダ語文、漢文、フランス語文

の間に若干のニュアンスの相違が見られるとはいえ、「カラフト（サハリン）島」は、「これまでと同じように日ロ両国間で分界しないで、そのまま残しておく」という意味では大略類似した内容になっており、したがって、こうした文章を以て、この条約で「カラフト（サハリン）島」が日ロ両国の「雑居地」になったと解する説が主張されるのだとすれば、少なくとも、この条約調印時の「カラフト（サハリン）島」には、この時期より遙か以前に同島南部に進出していた日本人というまでもなく、ロシア人もまた、既に多数進出し、同島での生産活動に従事していた、という厳然たる史実が存在していなければならないからである。

なお、『日本国語大辞典・第二版・第六巻』（小学館、2001年・第2版）は、「雑居」について次ぎのように説明している。「①ちがうものがいりまじっていること。別のものがまじること。②種々の人や動物が一つの場所にいること。また、まじり合って住むこと。一つの家の内に何家族も住むこと。③異人種どうし、また、国内外の人どうしが入りまじって生活していること。」、また「雑居地」については、「江戸末期から明治初期にかけて。居留する外国人のために一定の居留地を設定しないで、日本人との雑居を認めた地域。安政五年（一八五八）の修好通商条約（安政五か国条約）で設けられた外国人居留地のうち、外国人の来住者の少ない箱館・新潟に認められた」としている。

この辞典に従えば、前記の高校日本史の教科書や主要歴史年表・歴史事典類に記されている「カラフト島」を日ロ両国の「雑居地」としたという「雑居地」の意味は、後者の「雑居地」の意味ではなく、おそらく前者の「雑居」の意中の③の意に近い意味の「地」のことであろう。

(2) 「日露和親条約」調印前後の「カラフト（サハリン）島」の住民と彼等の居住のあり方。

このことについては、既に関根達人氏がその論文「場所図・古地図にみる1850年代の樺太（サハリン）島における先住民族と国家—目賀

田帯刀筆「北海道歴検図」の検討を中心として—」（『北海道・東北史研究』2012【通巻第8号】、2012年8月）においてその概要を検討しておられるので、ここでは先ず同論文で触れている関係部分の要点を紹介しておこう。

(a) 関根論文から窺える1850年代のカラフト（サハリン）の住民に関する概要。

同論文は、「1、目賀田守蔭（帯刀）と〔北延叙歴検真図〕・〔北海道歴検図〕の概要」、「2、先住民の集落」、「3、和人関連施設」、「4、ロシア人関連施設」の4部分で構成されているが、この中で特に目賀田帯刀が安政3年4年（1856・57）頃のカラフト沿岸を写生した「延叙歴検真図」の再写図である「北海道歴検図」の内カラフトを描いた部分の絵図の内容と松浦武四郎の「北蝦夷山川地理取調図」等を基にして分析した「1、先住民族の集落」で、1850年代のサハリン島における先住民族（「蝦夷」〔カラフトアイヌ〕、「ニクブンスメレン」〔ニブフ〕、「蝦夷種スメレン」〔ニブフ？〕、「オロッコ」〔ウイльта〕の4種、但し「蝦夷種スメレン」を「ニブフ」の可能性大と判断しているので、実質的には3種）の「居住域」について、①カラフトアイヌは、西海岸では北緯50度付近以南、東海岸では、それよりやや南のタライカ湾（現テルベニヤ湾〔з, Терпения〕、「з」は「залив」「湾」の意を表す記号）沿岸以南に居住していた。②ニブフは、西海岸では北緯50度付近より北側に、東海岸ではタライカ湾沿岸以北に居住していた。③ウイльтаは、タライカ湾より北の東海岸に居住していた。④カラフトアイヌとニブフの集落分布は一部重なっており、東西ともに分布の境界付近では、カラフトアイヌとニブフの雑居がみられた。特に東海岸のタライカ湖（現ネフスコエ湖〔оз. Невское〕、「оз」は「озеро」「湖」の意を表す記号）周辺は、ウイльтаを含めた3者の集落の混在する地域であった。としている。

「3、和人関係施設」では、神社等の【宗教施設】、台場等の【軍事施設】、【会所（運上屋）・役宅】、【通行屋・小休所】、【番屋】、【露宿】の

各施設について検討を加え、【宗教施設】では、弁天社（12カ所13件）、稲荷社（2件）、八幡社（1件）、祭神不明の社1件の計17件を確認することができ、地域的には、アニワ湾沿岸のクシュンコタン（現コルサコフ {Корсаков}）周辺地域に集中し、なかでも弁天社が宗教施設系17件の内、13件（約80%）を占めていたことを指摘している。【軍事施設】では、クシュンコタンの台場1カ所のみで、同台場には4基の大砲が設置されていた。【会所（運上屋）・役宅】では、シラヌシ（現クリリオン {Крильон}）、西トンナイ（現ホルムスク {Холмск}）、クシュンコタン（現コルサコフ {Корсаков}）の3カ所に会所と役宅が描かれていること。しかし、安政4年（1857）までは、会所・運上屋に役人が居住していたが、人数が増加したため、クシュンコタンに2棟、シラヌシに1棟、トンナイ（現ホルムスク）に1棟の役宅を新設することとし、安政5年8月に完成したが、翌6年6月には役宅を取り壊し、新たに西海岸のクシュンナイ（現イリンスキー {Ильинский}）と東海岸のワアレイ（現カザンカ {Казанка}）に「御取締役所」を新設する計画であったことを指摘している。なお、シラヌシの役宅は、箱館奉行所勤務の幕吏である調役並1名・同下役1名・同心1名・足軽1名の4名用の住宅であった。

【通行屋・小休所】では、西海岸はショウニコ（現クズネツオヴァ {Кузнецова}）からナヨロ（現ペンゼンスコエ {Пензенское}）まで、途中3カ所を入れ、5カ所に「通行屋」が、アニワ湾沿岸部では「通行屋」8カ所と、その途中に「小休所」3カ所、東海岸では、トンナイチャ（現オホーツコエ {Охотское}）からシララカ（現フズモーリエ {Взморье}）まで、途中3カ所を入れて5カ所の「通行屋」と、その北のマーヌイ（現アルセンチェフカ {Арсентьевка}）とマクンコタン（現プガチェヴォ {Пугачево}）に「小休所」が描かれていることから、当時北緯48度以南については、海岸線に沿って交通網が整備されていたことを確認できるとしている。【番屋】では、西海岸ではノタサン（現チェホフ {Чехов}）とクシュンナ

イ（現イリンスキー {Ильинский}）の2カ所、アニワ湾沿岸ではウンラ（現ペルワヤパーチ {Первая Падь}）とエヌシコマナイ（現ウレスノーエ {Улесное}）の2カ所の計4カ所に「番屋（漁番屋）」が描かれている。また、【露宿】については、西海岸のナヤス（現レソゴロスコエ {Лёсогорское}）以北のみに「露宿」と表記されたテント風の絵が描かれている。

また「4、ロシア人関連施設」では、「北海道歴検図」が西海岸のクシュンナイ（現イリンスキー {Ильинский}）と北緯50度以北のホイエチヨ（現アレクサンドロフスク・サハリンスキー {Александровск - Сахалинский}）の2カ所のみロシア人が設けた施設が描かれていること、しかも「ホイエチヨ」に設置された施設には、「鶏豚小屋」・「瓦製所」・「物置」・「作業場」・「新規造作屋」・「新懇畑地」等が図示されているのを初め、その北側に石炭の採掘場も記されていること等を指摘している。

以上が関根論文から窺える1850年代のカラフト（サハリン）島の住民と彼等の居住のあり方に関する情報であるが、次ぎに幕吏達の調査報告書を素材にして、その概要を見ておきたい。

なお、カラフト（サハリン）島のアイヌ語地名と現在のロシア語地名の対応関係については、上記関根論文収録の「付表1、樺太（サハリン）地名対応表（南海岸）」、「付表2a、樺太（サハリン）地名対応表（西海岸1）」、「付表2b、樺太（サハリン）地名対応表（西海岸2）」、「付表2c、樺太（サハリン）地名対応表（西海岸3）」、「付表3a、樺太（サハリン）地名対応表（東海岸1）」、「付表3b、樺太（サハリン）地名対応表（東海岸2）」及び『АТЛАС Сахалинской области - ATLAS of Sakhalin Region - 1 : 200,000』（1994年）と吉田東伍著『大日本地名辞典、續編』（富山房、1909年）、西村巖著『南樺太 {概要・地名解・史実}』（高速出版、1994年）を参照した。以下も同じである。また、現ロシア語地名のキリル文字表記は、榎森の理解による。

(b). 幕府役人及び箱館奉行所の役人達の調査報告書から見た当時のカラフト（北蝦夷地）の住民の概要。

安政元年（1854）6月12日、目付堀利熙・勘定吟味役村垣範正らがロシア使節プチャーチンとの国境交渉に備えて北蝦夷地のクシュンコタンに渡海し、前年の嘉永6年（1853）8月、ロシアの海軍大佐ネヴェリスコイ達が同地に設けたロシア軍の哨所（のちムラヴィヨフ哨所と称す）を視察、次いでそれより北に進み、西は現アインスコエ（Аинское）湖南隣のライチシカ（現クラスノゴルスク {Красногорск}）まで、東はオハコタン（現地名不明）まで行き、さらに普請役間宮鉄次郎を東海岸タライカ（現プロムイスロバーヤ {Промысловая}）まで、支配勘定上川傳次郎を西海岸の北緯50度の北側にあるホロコタン（現ピリボ {Пильво}）まで調査させ、松前藩士今井八九郎は進んでナッコ（現ラハ {Лях}）まで調査した⁽³⁾。

彼等の内、安政元年（1854）8月、支配勘定上川傳次郎が「北蝦夷地西浦見聞の件」を箱館奉行へ上申しているが、その内の重要な点を示すと次の通りである⁽⁴⁾。

北蝦夷地之儀ハ、南北長く東西狭く、シヤウニ（現クズネツオバ {Кузнецова}）岬より西海岸通ホロコタン（現ピリボ {Пильво}）迄之間、海濱多くハ砂地山裾ニ有之、中ニハ嶮絶壁ニ而通路難相成場所も有之候得共、クシュンナイ（現イリンスキー {Ильинский}）迄之間、御國界可然と見込候場所相見得申、夫よりライチシカ（現アインスコエ {Аинское}）湖邊ニ至り候而は、ライチシカ山・イサラ山等高山も有之、其北はウシヨロ山ニ續き、チトカンベシと唱申候山岬ハ殊之外嶮絶壁ニ而、御國界可相成地勢ニハ相見へ候得共、ウシヨロ（現オルロバ {Орлова}）之儀ハ、海岸澗掛りも宜敷、夷家も数多有之、同所よりホロコタン迄四十一里餘之間、多くハ同所之夷人漁獵之節出稼いたし、食料取入候場所ニ而、年々漁事之模様ニ寄、所々江假小屋等取建、漁業營み罷在候得は、自然御取締も如何可有之哉、（中略）

ホロコタン之儀ハ、三方山嶺ニ而岩山聳へ立、面之方一方ニ而已平地ニ有之、海上波荒ニ而船懸り悪く、夷家もウシヨロ之出稼貳軒ならでハ居住不仕、天度之儀ハ五十度余ニ相當、同所より三里餘北之方ホコラと唱候場所よりスメレングロ人居住罷在、蝦夷人とハ全く人種風俗も變り、已に松前伊豆守方ニ而は、ホロコタン迄を所領之心得を以て番人共廻嶋爲致、人別等取調候趣申立候上ハ、舊來之通ホロコタン迄御國界御取締、更ニ御取締向等被成置候ハハ可然哉と奉存候、且ホコラニより二里余隔キトウシと唱候場所迄ハ、私共藤田幸藏一同罷越及見候處、男子ハ辨髮ニ而髮薄く、女子ハ帯并衣服之裾江真鍮之金物又ハ小錢を縫付、蝦夷人同様耳金ハ掛候得共、夷女之如く口許ニ入墨無之、男女とも満洲之衣服を着し、外見ニハ柔和ニ相見へ候得共、至而するとき由、銘々腰下ニ真切を下げ、懐中ニも秘し置候也、殊ニ男子ハ大指に鐵環を掛け、鬪争之用意ニ致し、家作ハ角材を組上ケ、四方ニ矢挟間を明け、非常之節ハ閉籠り射出し候手當之由ニ相聞へ、其余事實等蝦夷人を以通辨爲致、種々相尋候得共、更ニ相分り不申、尤も酋長と申も一切無御座、何國之所屬と申儀更ニ相分り不申候由申立候得共、スメレングロ人之内より年々貢も候哉、皮類を満洲へ持越差出し、其節人別増減之儀申立候由ニ相聞候間、（以下略）。

また、同年8月、松前藩士今井八九郎が記した「北蝦夷地ホロコタンより奥地見分風説書」⁽⁵⁾は、「ホロコタン」以北の様子を記しているが、その内次の諸点は注目される。

1. ホロコタン出船二日路先字アテンキ（現フルゲルマ {Фуругельма}）と申村私野宿之所江、同所之者大勢參會之話ニ、魯西亞人北蝦夷地内クシュンコタン江寨柵之由、若混雜ケ間敷儀出來及難儀候ハハ、銘々家内引連満州江罷越旨命候也。
1. 前々アテンキ村ニ而承り候、爰より先ヲッチシ（六里位相隔る）と申所へ、魯西亞人當春入替り家を作り、當時十二人居、石炭を掘取、元船江積入候趣、私通船之砌

沖より見請候處、木品新敷家壺軒、外ニ材木少々積重、橋船貳艘有之候。(現アレクサンドロフスク・サハリンスキー {Александровск-Сахалиский})。

(1カ条略)

1. 魯西亜人共スメレングロ人家貸り、或ハ同人共之網船等悉に借遣ひ、價も不遣自儘之振廻等迷惑之由、尤スメレングロ人共漁業を励み夜分も松明ニ而食漁を営み、聊之物を貸候而も價を速ニ取候風習之由、蝦夷人よりハ所業賢き方之由。

1. 酋長も無之、スメレングロ人共年々村々江(よりカ)皮類貢のため満洲江參着之上、人別相届候而已ニ而、満洲官吏此所江參り取調候儀も無之候。

(以下略)。

さらに同年8月、御普請役間宮鉄次郎・御小人目付松岡徳次郎が箱館奉行宛に「北蝦夷地海岸廻浦中見聞仕候趣取調書付」を上申しているが、その内の重要な部分を示すと次の通りである⁽⁶⁾。

北蝦夷地東海岸之儀、船附悪敷辨理不宜、殊ニ漁船之類東海岸ニ相回し候儀無之故、所々夷船を以運送致し、トンナイチャ(現オホーツコエ {Охотское})よりシユマヤと申所迄凡廿里之間ハ、磯岩等所々有之候ニ付、夷船懸場も有之候得共、夫よりシララヲロ(現フズモーリエ {Взморье})迄凡拾七里程之間ハ、砂素濱ニ而、少々風吹候得ハ、浪當強、夷船も難乗寄、自然夷人撫育方も届兼候哉ニ相聞、ナイフツ(現スタラドゥブスコエ {Стародубское})邊より先々夷人はタライカ(現プロムイスラバーヤ {Промысловая})邊迄時々往返いたし、其場所々々不漁にて食料差支候時ハ、互に交易いたし所用相違居候由、右ニ付、奥地之夷人と懇意を結び、縁邊を求め、凶年之用意ニ致し既にシララヲロに住候テタラケマと申候婦人は、シリマウカ出生之ものニ御座候。

1. ヲロッコ人之儀ハ、隔年或ハ毎年クシュンコタンと交易罷越、シリマウカ蝦夷人ハ、毎年為交易相越候由ニ有之、然處ヲ

ロッコ人シリマウカ蝦夷人江申聞候ハ、當年クシュンコタン江相越候哉之旨物語有之候處、シリマウカ蝦夷人、クシュンコタン江昨年魯西亜人出張有之由ニ付相越候ハハ、如何様之儀出来可申哉も難計、當年ハ見合候方可然候哉之趣申候處、ヲロッコ人申ニハ、我々は迄魯西亜人より聊たり共、撫育受候儀無之、クシュンコタン之交易ニ而、米・煙草之類用辨相違候ニ付、同所ニ魯西亜人出張有之候而も、素より彼者共江引合ハ無之候間、我々ハ出張ニ無構交易ニ罷越候由、ヲロッコ人貳艘出船致し候由、廻浦中附添夷人共之噂ニ御座候。

1. 右交易として罷越候途中ニ而、蝦夷人と相對之交易ハ専ら致し候へ共、蝦夷人とハ自ら別種ニ而、蝦夷家江止宿致し候儀ハ無之、船中と申ハ皮用意致し、船附之海岸江漕寄、車かひを以小屋組立、右皮ニ而雨覆致し、雨露を相凌候而、食料持越候儀ニハ無之、其場之川ニ而漁業致し、至而手輕ニ有之、奥地之蝦夷人と平日出會致し候得共、婚姻取結候儀ハ相互ニ不致候由、ヲロッコ人と相唱候ハ、シウカよりホロナイ川タナンフコタン川ニ添丸小屋取建住居いたし、三个所ニ拾五六戸程有之、風俗等蝦夷人よりハ野鄙なる方ニ而、小屋組杯も至而手薄ニ相見申候、タラヒカ沼北寄之方ニ住し候夷人をヲロッコ人と相唱、同じ種類ニ而、衣服ハ山丹衣を用ひ、髭も無之者多く、中ニハ、髭有之者も相見へ候得共、心中ハ剛氣ニ而、男女密會等致し候を見受候得ハ、速ニ間切を以其ものを切殺し、其外爭論等も間々有之候趣、産業ハ海濱山獵等致し、肉ハ食し、皮并油之類ハ交易に差出、風土も寒氣烈敷候得共、穴居致し候儀は無之、岸寄の山手江引取、木陰等ニ而小屋取建相凌候也。尤何方ニ附屬之者共不相分、生産を山丹江持越、山丹切レ古着之類其外煙草・喜勢留等ニ而交易致し、其品々ハ郷中江配分致し候也。且山丹江人別等差出候儀も無之由ニ候得共、往古ハ山丹之種類ニ而、スメレングロ之類ニ而、追々東海岸

江出張、子孫数多に相成候故、獨立之様ニ相心得、山丹までも撫育取調等致し候儀も無之由ニ相聞申候。

1. (前略) ニクフン人と相唱候一種之夷人有之、ヲロッコ人同様之種類ニ而、ホロナイ川を四日路浜候へバ、船数も無之、夫より一日路程にて、ロモウ川と申江船引越場所有之、其岸ニ住候夷人をニクフン人と相唱、夫よりロモウ川ニ添住居致候夷人をロモウ人と相唱候由にて、ヲロッコ人同様之種類ニ有之、産業も同様ニ候得共、言語等不相通廉も有之、同所邊迄も山丹人交易として参り、右兩所之者共は、クシュンコタン江是迄交易ニ罷出候儀ハ無之、尤ロモウ川中程ニ山道有之、西地タライカと申所江出、山丹江往返仕候趣。

1. ナヨロ (現ガステーロ {Гастелло}) 通行之節、同所ニ飯料としてニクフン人拾五六人程出張致し、其外シリマウカ蝦夷人等も出張罷在、尤ニクフン人之儀ハ、當所迄出張致し候儀無之候處、當年初而出張致し候趣。

(1カ条略)

1. タライカより三拾里程南之方カシホ (現ザオゼルマーヤ {Заозерная})・ウエンコタン (現ポレチエ {Поречье})・コタンケシ (現ソイモモワ {Соимонова}) 右三个所ニ而蝦夷人廿人程も有之、シリマウカ蝦夷人共合て六拾人程之夷人ハ、全く蝦夷人に有之候處、遠境欠隔之場所、是迄松前家ニ而撫育致し候儀も無之、自儘ニ漁業致し、不足之品ハ互ひニ交易を致し、且不漁ニ而タライカ江引移住致し候、當年ニ至り立戻り候由、食料さへ差支無之候得ハ、骨折候働を相厭、クシュンコタン番人共東海岸通り相廻り候節出會候て、運上屋出稼等申勸め候ても承引不致、是迄人別等も取調無之、松前家ニ而も領分外之姿ニ致來候得共、此度御國境相立候上ハ、此方江引移住候ニ付、右御呼寄相成候上ハ、夫々御所置無之候而は、自然弊を生し可申、一体是迄撫育方届兼、領主役人共見廻り候儀も無

之、番人共ニ任置候儀ニ付、如何之所業等間々有之、自然夷人共氣請も不宜哉ニ相聞申候。

(以下略)

以上の諸記録から次の諸点を知ることが出来る。

第1に、当時、「北蝦夷地」(カラフト島)に居住していた主要な先住民族は、「スメレングロ人」(アムール川最下流域からサハリン島北部にかけた地域に居住していた「ニヴフ」に対するアイヌ側の呼称)と「ニクブン」(主にカラフト島東部に居住していた「ニヴフ」に対するアイヌ側の呼称)、「ヲロッコ人」(「ウイльта」に対するアイヌ側の呼称)、「蝦夷人」(「アイヌ」に対する和人側の呼称)の3民族であったこと。そして、これら3民族の主要な居住地域は、「スメレングロ人」と称された「ニヴフ」は、西海岸部の大略北緯50度より若干北側の「ホロコタン (現ピリボ)」以北の地域に居住し、漁業・狩猟を生業とし、男子の髪型は「弁髪」で、男女とも「満洲」の衣服を着し、「満洲」に朝貢して「皮類」を献上し、その際「人別」の「増減」をも報告していたこと。また、「ニクブン」と称された「ニヴフ」は、カラフト島北部の内、東海岸部の「タライカ」(現プロムスロバーヤ)以北の地域に居住していたこと。また、主に「ヲロッコ人」と称された「ウイльта」も、カラフト島北部の内、主に東海岸の「タライカ (現プロムスロバーヤ)」より以北に居住して漁業・狩猟を生業としながら、隔年または毎年、和人の漁場がある「クシュンコタン」(現コルサコフ)に来て、米・煙草等と「交易」をすると同時に、大陸の「山丹人」との交易も行い、衣服は「山丹衣」を着していたこと。また、間宮鉄次郎らの報告書に「ニクフン人と相唱候一種之夷人有之、ヲロッコ同様之種類ニ而、ホロナイ川を四日路浜候へハ、船数も無之、夫れより一日路程にて、ロモウ川と申江船引越場所有之、其岸ニ住候夷人をニクブン人と相唱、夫よりロモウ川ニ添住居致候夷人をロモウ人と相唱候由にて、ヲロッコ人同様之種類ニ有之」とあり、「ニクフン人」=「ヲロッコ人」・「ロモウ人」

と認識しているものの、「ヲロッコ人」と「ニクファン人」は別の民族である。しかし、「ロモウ人」については、如何なる性格の民族なのか不明である。したがって、「ロモウ人」を含めれば、先住民族は4民族となる。なお、「山丹人」とは、アムール川最下流域に居住している「ウリチ民族」を中核とした人々のことで、近世には、これらの人々は、カラフト島のウイルタ民族やアイヌ民族と交易を行うと共に、カラフト島南端のシラヌシ（現クリリオン）に松前藩や幕府が設置した「会所」で松前藩・幕府と交易を行っていた。この交易のことを「サンタン交易」と称している⁽⁷⁾。

また、和人が「蝦夷人」と称していた「アイヌ」は、カラフト島の内、大略北緯50度以南の地域に居住し、西海岸部では、大略「コロコタン」（現ピレボ）以南の地域、東海岸部では、「タライカ」（現プロムスルバーヤ）及びタライカ湖（現ネフスコエ湖）周辺以南の地域に居住していたが、安政3年（1857）現在、「北蝦夷地場所」の地域的範囲は、「クシュンコタン（現コルサコフ）」を中心としたアニワ湾沿岸部地域と「ノタサン（現チェホフ）」以南の西海岸地域であったが、同年6月現在、同場所の請負人は栖原六右衛門と伊達林右衛門の2名で、彼等の支配下に編入されていたアイヌは、西海岸部では、「ウシヨロ」（現オルロボ {Орлово}）以南のアイヌ、東海岸では、「シララオロ」（現フズモリエ {Взморье}）のアイヌであったと見られ、その人口は、2,694人（内男1,297人、女1,397人）であった⁽⁸⁾。

第2に、和人の主要な居住地は、いうまでもなく「クシュンコタン（現コルサコフ）」を中心としたアニワ湾沿岸地域と「ノタサン（現チェホフ）」以南の西海岸地域での漁業に従事していた場所請負人の現地支配人を初め、通詞や番人・稼ぎ方と称する出稼ぎ人と幕府から派遣された「詰合」と称する下級幕吏達や北蝦夷地警備を命じられた秋田藩の家臣達であったが、季節によってその数に大きな変化があったことに加え、このことを知るべき場所請負人側の経営帳簿が残存していないために、残念なが

らその字数を知ることが出来ないが、安政2年（1855）の「北蝦夷地場所」の支配人・番人・稼方等の出稼和人が約100人、内越年者が約50人⁽⁹⁾、安政3年（1856）現在の秋田藩の夏期勤番人がシラヌシ詰54人（他従者16人）、クシュンコタン詰40人（他従事者15人）の計94人（他従者31人⁽¹⁰⁾、安政5年（1858）現在の「北蝦夷地」勤務の幕府の「詰合」が22人+ α であった⁽¹¹⁾。したがって、安政初期の和人口は、夏期には300人前後を数えたものと見られる。

第3に、当時、同島に居住または移住していたロシア人の動向については、正確に把握することが出来ないが、前記の松前藩士今井八九郎の調査報告書の「オッチシ」（現アレクサンドロフ・サハリンスキー）に関する記事より当時同地にロシア人が12人居住しており、彼等は同地で石炭の採掘や材木の伐採に従事すると同時に、周辺地域に居住している「ニヴフ民族」の漁船を借用して漁業にも従事していたこと等の事実を知ることが出来る。しかし、嘉永6年（1853）9月、クシュンコタンに「ムラヴィヨフ哨所」を設置するという軍事行動を除けば、カラフト（サハリン）島におけるロシア人の出稼ぎ移住による活動は、同島北部の「現アレクサンドロフ・サハリンスキー」を拠点にしたものに過ぎないことに注目しておきたい。

幕府は、プチャーチンと国境交渉を行っている最中に、「カラフト島（北蝦夷地）」に関する上記の情報を入手していたのであり、その上で前述した「和親条約」に調印しているのである。こうした事実を踏まえれば、先に指摘したカラフト（サハリン）島に関するロシア語文・オランダ語文・漢文・フランス語文の表現のあり方と日本語文のそれとの間に若干のニュアンスの相違が見られるという事実は重要である。そこで、上記の諸事実を踏まえた上で、何故先に見たようなニュアンスの相違が生じたのかという問題について検討してみたい。

(3) 「界を分たす、是迄仕來の通たるへし」に込められた意味。

この問題については、旧稿⁽¹²⁾で詳述してい

るので、ここではその要点のみを記しておきたい。

先ず第1に指摘しておく必要があるのは、カラフト島の国境をめぐる交渉で、当時徳川幕府は、アイヌ＝日本所屬の人民→アイヌの居住地＝日本の所領という論理を全面におしだしてきていたことである。そして幕府・露西亞応接掛がこうした論理を持つに至った何よりも大きな要因は、先に見たように、安政元年2月、松前・蝦夷地調査を命じられた目付堀織部（同年7月21日、箱館奉行となる）、勘定吟味役村垣與三郎らが⁽¹³⁾、カラフト島（当時の幕府側の呼称は「北蝦夷地」）まで足を運び、普請役青山弥惣右衛門、同間宮鉄次郎、支配勘定安間純之進、同川上傳一郎、徒目付河津三郎太郎、同平山謙二郎、小人目付松岡徳次郎他の幕吏及び松前藩士今井八九郎ら⁽¹⁴⁾とともに同島の様子をくまなく調査し（調査地は、東はタライカ、西はホロコタンの北部のナッコ迄）、特に堀・村垣が連名で老中阿部正弘に提出した報告書⁽¹⁵⁾によって、同島の実態を具体的に知ることが出来たことにある。この調査により、アイヌ民族の居住地が、東はフヌブに至る地域まで、西はホロコタンに至る地域までであることを初めて知ることが出来た。つまり幕府は、これによって初めて、アイヌ民族の居住地域は、カラフト島の内、ほぼ南半分の地域であることを認識するに至ったのである。

第2に、こうした認識を前提にしつつも、ロシア側が、カラフト島の全島をロシアの領土とするという見解も提示したこともあって、日露交渉における露西亞応接掛の老中に対する弁明のための表現という側面を含んでいたことである。すなわち、露西亞応接掛の一人古賀謹一郎の『古賀西使續記』⁽¹⁶⁾ 安政元年12月9日条に「今日江戸有⁽¹²⁾ 北島全屬我之命⁽¹¹⁾」とある如く、幕府（老中阿部正弘）は、露西亞応接掛に全島領有の線で交渉するように指示したが、その後、露西亞応接掛が勘定奉行に差し出した内状には、「カラフト所屬之儀ニ付被仰越候趣承知致し、伊勢守殿御内話御座候書取をも熟覽、御趣意之趣拝承仕候、実ニ御沙汰之通り、カラ

フト全島日本之物に相成候ハ、可然候得共、何分ニも左様之応接は六ヶ敷可有之と奉存候、

（中略）カラフト之个条、全島附屬ニは條約ニ不相認、カラフト島は仕來之通と申趣意ニ認置可申と奉存候」「何れニいたせ、異人共從來覬覦致候地ニ付、彼方ニは不拘、此方にて早速ニ御取締被爲存候より外致し方無之、左候へは、自然御國屬は動き不申様可相成はこひにて、右は別紙譯書之通ニ付、仕來之通ニ候得は御差支有之間敷と応接及候儀ニ御座候」とあり、また「別紙譯書」には、「全島附屬迄とハ相當仕間敷見込應接出來不申候間、御國力次第にて、追てハ如何様とも相成候様、仕來之通と申候條約ニいたし候積相決候事」⁽¹⁷⁾とあって、全島領有を指示された直後であっても、全島領有で交渉することは難しく、条約では、「仕來之通」としたい旨を伝え、かつ条約調印後の安政2年正月4日、露西亞使節江應接之上條約書面爲取替候儀ニ付申上書付」⁽¹⁸⁾にも、「右島之儀ニ付而は、此程も申上候通、何れにも、彼方ニハ不拘、此節より夫々御取締相立、御國附屬は動き不申様致候より外、差向取計方も無之候間、同島江魯西亞と境界を分たす、是迄仕來之通与致置」とあることから窺えるように、「是迄仕來之通」という文言は、消極的な意味を有するものではなく、むしろ今後同島領有の可能性をも含めた積極的な意味をこめた用語であることを強調していることである。

さらに第3に、露西亞応接掛の一員であった村垣與三郎（範正）の安政4年7月9日付箱館奉行竹内保徳宛書簡に、「彼國條約書（日露和親条約）ニは、唐太之儀は、境を不分、仕來之通と有之、右は寅年十二月十四日、於下田使節と川路・筒井應接之砌、私義も其席ニ加り、唐太之義を論談仕、ホロコタン迄は、蝦夷アイヌ居住之地ニ而、旧來松前家之撫育を請、産業を營罷在候上は、御國地ニ相違無之段申談承知、右故條約面ニ仕來之通与相成候」⁽¹⁹⁾とあることから分かるように、露西亞応接掛は、「是迄仕來之通たるへし」とすることによって、その文言の中に、アイヌの居住地＝日本領という

見解を含ませたと理解していることである。

しかし、こうした理解・領土観は、日本側の一方的な理解・領土観に過ぎず、しかもこうした領土観は、日本型華夷意識・日本型華夷秩序に支えられた領土観であり、それだけにこうした日本型華夷意識の裏にある中華思想とは無縁なロシアの領土観とは根本的に対立するものであった。したがって又、こうした対立・矛盾の所産が「是迄仕來之通たるへし」という日本語の表現であった。それだけに、「日露和親条約」のカラフト島に関する規定を単純に日ロ両国の「雑居地」規程と解することは出来ないのである。

(4) 幕末におけるロシア人のサハリン島進出の実態。

しかし、日露和親条約が事実上、カラフト(サハリン)島を日ロ両国の「雑居地」という結果をもたらしたと理解するとすれば、幕末における同島へのロシア人の進出の実態と日本人の進出の実態を比較検討しておく必要がある。また、この問題と関連して同時に指摘しておかなければならないことは、「サハリン」という名称が、同条約文に見えることや現在の同島の呼称が「サハリン」であることから、「サハリン」という呼称が、ロシア語に由来している呼称と理解している人もいると思われるが、「サハリン」なる呼称は、ロシア語とは関係が無く、満洲語の「sahaliyan(黒い、黒色)、ula(大河)、angga(口、関門)、hada(崖、山の峰、峰)、すなわち「黒い河(黒竜江)の河口付近の峰」なる意に由来している。つまり、地名自体が黒竜江(アムール河)と密接に関連した名称であることに留意しておきたい。このことは、地政学的にも同島が中国の清朝の政治的支配と密接に関わっていたことを示していると同時に、中国の清朝が同島に居住していたギリヤーク(現ニヴフ)民族、ヲロッコ(現ウイльта)民族、アイヌ民族(清朝時代の清朝側の呼称は「庫葉(kuye)」を「辺民制度」に編入し、彼等に清朝への朝貢を強要していたことを初め、近世のカラフト(サハリン)島における「サンタン交易」

の存在等は、そのことを端的に裏付けている⁽²⁰⁾。

次に幕末における「サハリン島」へのロシア人の進出の実態について触れると、1852年(嘉永5)、海軍大尉 N. K. ボシニヤークがサハリン島西海岸のドーウエ村付近で石炭の露頭を発見し、その後トイミ川を下ってオホーツク海経由でアムール河河口部左岸のニコラエフスク哨所(1850年建設:現ニコラエフスク・ナ・アムーレ市)に帰ったのを初め、1853年、D. I. オルローフを隊長とする小グループがサハリン西海岸のクシュンナイ(現イリンスキー)にイリンスキー哨所を建設したものの、食料不足から1ヶ月足らずで放棄、さらに同年(嘉永6)、海軍大佐 G. I. ネヴェリスコイがサハリン島南部のアニワ湾内の日本の北蝦夷地場所の運上家があるクシュンコタン(現、コルサコフ区域内)にムラヴィヨフ哨所を建設し、同哨所は1854年(安政元)まで約8ヶ月間存続した。その後、1856年(安政3)、海軍大尉 N. M. チハチョーフが西海岸のドーウエに軍哨所を建設、1857年(安政4)には、N. V. ルダノフスキーが西海岸のクシュンナイ(現イリンスキー)にクスナイスキー哨所を、次いで1859年(安政6)には、東海岸のマーヌイ(現アルセンチェフカ)にマヌエ哨所を建設したが、「哨所」という名称であることから分かるように、基本的な性格は一種の軍事的砦であった。そして、この時期に顕著になったロシアのサハリン進出は、1858年に口清間で結ばれた愛琿条約によってアムール河左岸がロシア領となると同時に、アムール河と松花江の航行権を口清両国の船舶にのみ認め、ウスリー江以東の地域を口清両国の共有地とし、次いで1860年の北京条約によって、ウスリー江以東の地域がロシア領になったことと密接に結びついていた⁽²¹⁾。

しかし、こうしたロシア側の軍事行動は、サハリン島内の限られた地点への哨所の建設という、いわば点としての軍事拠点の建設に過ぎず、ロシアが同島を流刑地とし、同島に流刑者や石炭採掘の労働者達が増加してくるのは、1869年(明治2)以降のことである⁽²²⁾。

これに対し、カラフト島内の「北蝦夷地場所」（栖原六右衛門と伊達林右衛門の共同請負）における日本人の出稼者数と安政3年（1856）以降、東海岸及び西海岸ノタサン以北の地の開発に従事した越後出身の松川弁之助の配下で働いていた出稼者、さらには、同地の警備を命じられた秋田藩の藩兵や安政4年（1857）以降、同地の開発に従事した越前大野藩の人々及び箱館奉行所の役人の実数等は不明であるが（但し、安政5年現在の「北蝦夷地」勤務の箱館奉行所の役人は22名+ α ）⁽²³⁾、夏期には、これら日本人の人数は相当数に達していたものと思われる。また、先にも見たように、安政3年（1856）の北蝦夷地場所内（クシュンコタンを中心としたアニワ湾沿岸と西海岸のウショロ（現オルロポ）迄のアイヌ人口は、2,694人（内男1,297人、女1,397人）であった⁽²⁴⁾。

以上から、安政元年（1854）から「カラフト島仮規則」が締結された慶応3年（1867）以前の時期のカラフト（サハリン）島における日本人とロシア人の人数を比較すると、冬季以外の春から秋にかけた時期では、日本人の方が遙かに多かったものと推察される。したがって、こうした側面からみても、「日露和親条約」がカラフト島を日露両国の「雑居地」としたという解釈はなりたたない。

しかし、慶応3年（1867）2月25日、ロシアのサンクト・ペテルブルグで締結された「カラフト島仮規則」は、名実共にラフト島を日露両国の「雑居地」としたのである。そこで次に同規則の内容を検討しておきたい。

2. カラフト（サハリン）島を名実共に日露両国の「雑居地」と規程したのは「カラフト島仮規則」。

(1). 「カラフト島仮規則」の内容。

カラフト島仮規則

「カラフト」島は、魯西亞と日本との所屬なれば、島中にある兩國人民の間に行違ひの生せん事を慮り、互に永世の懇親を彌堅くせんかため、日本政府は、右島中山河の形勢に依て境界を議定せん事を望む旨を日本大君殿

下の使節は「シントペートルスブルグ」へ來りて、外國事務役所へ告知ありしといへとも、魯西亞政府は島上にて境界を定むることは承諾いたしかたき趣を亞細亞局「ジレクトル」（役名）「スツレモウホフ」（人名）を以て報答せり、其故の巨細は、大君殿下の使節へ陳述せり、且魯西亞政府は、右「カラフト」島の事に付雙方親睦の交際を保たん事を欲し、その存意を述たり。

第一 兩國の間にある天然の國界「アニワ」と唱ふる海峡を以て兩國の境界と爲し、「カラフト」全島を魯西亞の所屬とすへし。

第二 右島上にて方今日本へ屬せる漁業等は、向後とも總て是までの通り、其所得とすへし。

第三 魯西亞所屬の「ウルップ」を其近傍に在る「チルポイ・ブラツ、チルポイ、プロトン」の三箇の小島と共に日本へ讓り、全く異論なき日本所領とすへし。

第四 右條々承諾難致節は、「カラフト」島ハ是迄の通り兩國の所領と致置くへし。

前書の廉々互に協同せざるに付、「カラフト」島は、是迄の通り兩國の所領と爲し置き、且兩國人民の平和を保たんか爲め、左の條々を假に議定せり。

第一條

「カラフト」島に於て兩國人民は睦しく誠意に交るへし。萬一爭論ある歟又は不和のことあらハ裁斷は、其所の雙方の司人共へ任すへし。若其司人にして決し難き事件は、雙方近傍の奉行にて裁斷すへし。

第二條

兩國の所領たる上は、魯西亞人・日本人とも全島往來勝手たるへし。且いまた建物並園庭なき所敷總て産業の爲に用ひざる場所へは移住建物等勝手たるへし。

第三條

島中の土民は、其身に屬せる正當の理并附屬所持の品々とも全く其ものゝ自由たるへし。又土民は、其ものゝ承諾の上魯西亞人・日本人ともに、これを雇ふことを得へし。若日本人又は露西亞人より土民金銀或は品物に

て是迄既に借受けし敷又は現に借財を爲すことあらは、其もの望の上前以定めたる期限の間、職業或ハ使役を以てこれを償ふ事を許すへし。

第四條

前文魯西亞政府にて述たる存意を日本政府にて、若向後同意し、其段告知する時は、右に付ての談判議定は互に近傍の奉行へ命すへし。

第五條

前に揚たる規則ハ「カラフト」島上の雙方長官承知の時より施行すへし。但し調印後六ヶ月より遅延すへからず。且此規則中に擧さる瑣末の事に至りては、都て雙方の長官是迄の通り取扱ふへし。

右證として雙方全權委任のもの此假の規則に姓名を記し、調印せり。此に雙方の譯官名刺を記したる英文を添たり。

日本慶應三年丁卯二月廿五日
魯曆千八百六十七年三月十八日
於比特堡

小出 大和守 花押
石川 駿河守 花押

亞細亞寮長

タイニー、ソウエツニク、
スツレモウホフ 手記⁽²⁵⁾

以上が外務省条約局『旧条約彙集』に記されている「カラフト島假規則」の日本語の条文であるが、同書にはロシア語文と英文の条文も収録されている。また、日本語の条文は、『続通信全覽：類輯之部・13』（雄松堂出版）にも収録されているが、『旧条約彙集』収録の日本語文の表記と『続通信全覽』所収の日本語の表記に若干の相違がある。先ず条約名の表記が前者では「樺太島假規則」となっており、かつ条文中の「カラフト」なる地名は上記のようにカギ括弧付で、しかもカタカナで表記されているのに対し、後者においては、条約名を「唐太嶋規則」と記し、条文中の「カラフト島」の表記も

「からふと嶋」と記している。さきにも指摘したように、「樺太」なる漢字表記は、明治2年8月、新政府が同島を「樺太州」と改称したことに伴い、以後「樺太」とのみ記すようになったものであり、幕末には、多く「唐太」か「北蝦夷地」と漢字表記する機会が多いこと、また、「カラフト」なるカタカナ表記は、条約文のみでしか使用していないので、ここでは、条約名を初め条文中の同島名を「カラフト」島と記した。

また、同規則の前文第一の日本語は、上記のように「兩國の間にある天然の國界 {アニワ} と唱ふる海峡を以て兩國の境界と爲し、「カラフト」全島を魯西亞の所領とすへし」となっているが、ロシア語文では、“Постановить морекоей проливь, называемый лаперузомь, границею между Россією и Японією” となっており、また英文でも、“To consider the maritime straits bearing the name of Laperouse as the frontier between Japan and Russia, these straits being the natural boundary between the two states, under the condition of appropriating whole island of Sakhalin to Russia.” となっているので、「ラペルーズ海峡」（宗谷海峡）が本来の呼称だったことが分かる。

ところで、前文の冒頭に「{カラフト} 島は、魯西亞と日本との所屬なれば……」とあり、また第二條に「兩國の所領たる上は……」とあるが、これはロシア側の認識を記したもので、日本側の認識とは根本的にことなる文言であったが、この時期のロシアのカラフト（サハリン）島における主要な拠点が西海岸のクシュンナイ（現イリンスキー）と東海岸のマーヌイ（現アルセンチェフカ）であったので、こうした状態について幕府は、ロシアに対し「仕來り」に違反するものとして抗議していたものの、ロシア側は、幕府の抗議を無視して両地に兵を派遣してただけでなく、慶應2年（1866）には、同島南部東海岸のナイブチ（現スタロドウスコーエ）にも小屋を建築するに至るなど、同島へのロシアの進出が次第に強化されつつあり、日本

側もこうした事実を認めざるを得なかった状態の中で、この「仮規則」が締結されたという事情を反映した文言になったことによる。ともあれ、上記「カラフト島仮規則」の前文と各条文を読めばすぐ分かるように、この「仮規則」によって、カラフト島は、名実ともに、日ロ両国の「雑居地」となった。

その要点は、下記の3点である。すなわち、①「カラフト」島を日ロ両国の所屬としたこと（前文）。②、①を前提として、ロシア人・日本人ともカラフト島全島の往来が自由であること。また、建物及び園庭の無い所と産業の為に使用しない土地に移住して建物を建てることは自由であること（第二条）。③島内の先住民は、人格的にも、財産上でも完全に自由であり、アイヌを含む彼等先住民を日本人だけでなくロシア人も雇用出来ることとしたこと（第三条）。この第三条の英文は下記の通り。“The indigenes of the island have the full and free enjoyment of their personal rights as well as of their properties.”

これにより、アイヌ＝日本所屬の人民、日本所屬の人民の居住地＝日本の領土という幕府・日本側の一方的な解釈は、完全に破綻しただけでなく、この論理を前提にした「日本に従属したアイヌ民族の主たる居住地であるカラフト島南部地域（「北蝦夷地」と称す）は、日本の所領」という日本側の主調もまた名実ともに破綻するに至った。かくして、この「カラフト島仮規則」によって、カラフト（サハリン）島の全島が名実共に日ロ両国の「雑居地」となったのである。そこで次に、この「仮規則」が締結された後の幕府・日本の「北蝦夷地」政策の特徴を挙げておきたい。

(2) 「仮規則」締結以降の幕府・日本の「北蝦夷地」政策の特徴。

上記「カラフト島仮規則」を締結した外国奉行兼箱館奉行の小出大和守秀実は、帰国直後の慶応3年（1867）5月9日、他の箱館奉行の新藤鉛蔵と連名で、時の老中井上河内守正直に「北蝦夷地取計振之儀申上候書付」を直接提出

しているが、これには「尤前出雑居中之規則相立候上は、是迄同島場所々々請負ニ申付置候得共、品々差支も御座候間、右請負は差免、其俣出稼ニ申付、歩役取立方割合等之儀ハ、箱館表おゐて取調申渡、且同所并松前地之ものニ不限、望之ものハ、勝手次第出稼為致候様可取計旨可申遣与奉存候」⁽²⁶⁾と記してあった。つまり、「北蝦夷地」（カラフト島）が「雑居地」になった以上、同地を対象とした「場所請負制」を廃止して、場所請負人を「出稼」人とするとともに、渡島半島部の「松前地」（和人地）のみならず、「北蝦夷地」への出稼ぎを希望する者には、同地への出稼ぎを自由にするというものであった。

また、同年6月、箱館奉行所調役・長谷川新之助は、箱館奉行に対して「北蝦夷地」の件で伺書を提出しているが、彼はこの伺書の冒頭で「今般北地雑居御條約相成候ニ付而は、諸事新規御仕法故、何れニも彼地江相越候上、同役一同篤与事実之談論相尽可申上儀ニは御座候得とも、心附候廉々左ニ奉伺候」として、下記の15件について伺っている。

- ①. 箱館・松前住居の者に限らず、出稼ぎを許可することを、東西蝦夷地の場所請負人共へ申し渡したが、その結果彼等が請負場所について互いに相談することになり、これは不都合なので、当地の請負人達へ早速周旋して、私が同行する両3人を差出、当年の内に漁場のカ所を申し上げるように諭すべきだと考える。
- ②. 「北地請負名目」を廃止した以上は、明年の準備、役人の必需品、その他「土人御撫育」にも差支が無いように、当地で伊達林右衛門・栖原六右衛門を呼び出し、「其旨御諭御座候様仕度奉存候」。
- ③. 「雑居」になった以上、同地へ出稼ぎに行き、「全島」のどこの場所でも新漁場を見つけ、有志の者が同地において出稼ぎを願えば、先ず彼等にたいする「税」を免すべきであるが、手近に見込の場所は、なるべく早く取り開くべきである。
- ④. 「北地出稼有志之者」は、当地で諸準備

をするのは当然だが、中には、資金不足で困難な者も多くいるであろうから、彼等へ資金の貸し付けを許可すべきである。

- ⑤. 明年より米・塩・味噌その他の必要品や「土人御撫育品」とも、調達して頂きたい。
- ⑥. 「諸品御廻方之儀」は、「異国形」の「船」でなくては困難であり、且つ往復にも必要な船なので、早々その準備をする必要がある。
- ⑦. 「北地請負人出稼名目相成候共、通行人其外共」、是までの通りすべきである。
- ⑧. 「新規出稼人荷物歩合之儀」は、遠近の相違もあるので、「実見之上」、見込を申し上げるべきである。
- ⑨. 「産物歩合取立方之儀」は、十分に注意して行ふべきである。
- ⑩. 「土人雇方之儀は、御談判之通兩國ニ而当人江相對を以雇入」の積もりに付いては、双方異論が無いように「別帳」にして取り替わすべきである。しかし、「旧来の恩義」を以て強いて雇うことは出来ず、当人の望みに任せて雇うことは、今般の「御評議面」にもあるので、給料の多少によらず雇われることは当然なので、先ず彼等への論方が第一と存じますので、「何れニも魯國与右等之儀ニ付、異論無之様致し、旧來之御撫育恩義等篤与相諭候共、御差障も無御座候儀与奉存候」云々。
- ⑪. 「土人共、自分稼致候者、産物買上ケ相願候節は、所御用所江御買上ケ取計、金錢又は品物成相当之相場ニ而相渡、右荷物は、出稼歩合取立荷物同様函府表江送り可申哉」。
- ⑫. 「土人共輕物之儀、是迄定値段を以為差出候得与も、是又願出候得は、雇切土人ニ候共、都而相当之値段を以御賣上之上、前同様取計可申哉」。
- ⑬. 「土井能登守江も御急務之御場合、厚ク諭、尚忠憤望之故、取開方心掛、矢張惣体出稼名目振合ニ而相心得、詰合御差圖請可申旨御達御座候様仕度奉存候」。
- ⑭. 「酒井鍵次郎儀も同様之事ニ御座候得与

も、是迄漁業時節、彼地江相越、漁濟、直ニ引拂、耆人も越年仕候者無之由ニ承居候、以來は同家ニ不限、出稼之者は、都而居小屋越年之者残置候様被仰付候方可然哉」。

- ⑮. 「魯人彼地漁場取開、家居取建之儀ニ付、可及對話、其節他所ニより候而は、精々談論を尽くし、可成御國ニ而取開候見込故、精々出稼之儀は、厚御世話被遊、追々御貸附も被為成候御見込ニ而御諭、諸人勇進取越候様仕度奉存候」。

上記の内、①～⑨は、「北蝦夷地」における場所請負制の廃止に伴う出稼ぎ人達の生産と流通に関する対応策を記したもので、⑩～⑫は、アイヌ民族に対する対応策を記したもので、⑬は、越前大野藩への対応策を記したもので、⑭は、慶応元年（1865）以降、安房勝山藩の家臣達の出稼ぎのあり方について記したもので、⑮は、ロシア人の漁場開設と住居建築の際の対応策を記したものである。こうして、同年、幕府は伊達・栖原の「北蝦夷地場所」の請負を免じて「出稼」とするとともに、11月末には東北諸藩に出稼ぎの有志を求める触書を出すと共に、同島での「サンタン交易」についても、「北蝦夷地」が「彌雜居与御治定」となり、「北地魯人雜居ニ相成候上は、右交易儀は御廢止相成候方可然、左茂無之候而は、土人共自分交易より遂ニ番人共不都合も相生は目前之儀ニ付、旁以御廢し相成可然」⁽²⁷⁾との理由で、翌慶応4年に、遂に廃止するに至ったのである⁽²⁸⁾。

(注)

- (1). 『大日本古文書、幕末外国関係文書』第8巻-193号（以下同書所収の史料名は『幕末外』8-193、の如く略記す）。
- (2). ロシア連邦公文書局・ロシア国立海軍文書館・東京大学史料編纂所編『ロシア国立海軍文書館所蔵日本関係史料解説目録：ИСТОРИЯ ЯПОНИИ В ДОКУМЕНТАХ РОССИЙСКОГО ГОСУДАРСТВЕННОГО АРХИВА ВОЕННО-МОРСКОГО ФЛОТА (XVIII-налоXXвв)』(Санкт-Петербург-Токио. ГИПЕРИОН. 2011.)。P242～

P258。

- (3) . 「村垣淡路守公務日記」(『幕末外』附録2)。
- (4) . 『幕末外』7-補遺21)。
- (5) . 『幕末外』7-補遺22)。
- (6) . 『幕末外』7-補遺20)。
- (7) . 榎森進『アイヌ民族の歴史』(草風館、2007年)。
- (8) . 箱館奉行所文書『北蝦夷地御用留(安政3年辰3月)・自主会所』(北海道立文書館)。

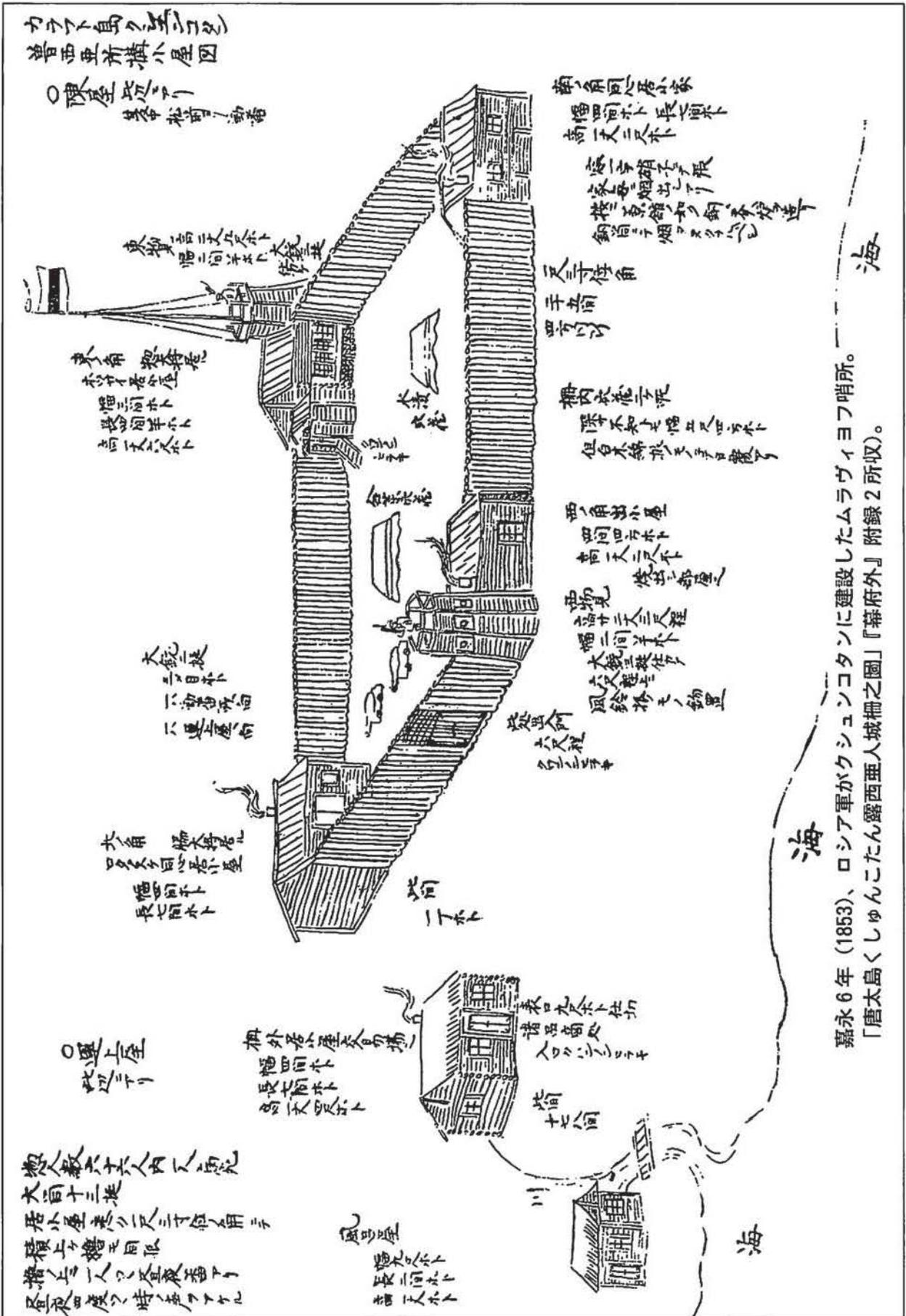
『幕末外』14-129。なお、「北蝦夷地場所」の場所請負人の支配下に編入されていたアイヌを「西海岸」では「ウシヨロ」(現オルロポ)迄、東海岸では、「シララオロ」(現フズモリエ)迄のアイヌと判断したのは、依拠した史料「北蝦夷地土人別家数・主産物等書上」に同場所請負人が把握している「北蝦夷地」内の「惣乙名」・「脇乙名」・「惣小使」・「乙名」・「小使」及び「御土産取」等の役アイヌの所在地と名前が記されているが、西海岸では、左記に役アイヌの内「御土産取」として「ウシヨロ」の「カヌハツテ」・「ウレアン」・「ケセハエクル」の名が、東海岸では、「シララオロ」の「乙名」として「ウシカントエ」の名が記されていることによる。

- (9) . 『松前箱館雑記』巻21(東京大学史料編纂所蔵)。
- (10) . 金森正也『秋田藩の政治と社会』(無明舎出版、1992年)、215頁。
- (11) . 『函館市史・通説編第2巻』(函館市、1990年)、82~83頁。
- (12) . 榎森進「日露和親条約と幕府の領土観念」(渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』(河出書房新社、1992年)。
- (13) . 『幕末外』5-78。
- (14) . 『幕末外』7-補遺20・補遺21・補遺22)。
- (15) . 『幕末外』8-52)。
- (16) . 『幕末外』附録1-365頁)。
- (17) . 『幕末外』8-223)。
- (18) . 『幕末外』9-5)。
- (19) . 『幕末外』17-69)。
- (20) . 秋月俊幸『日露関係とサハリン島——幕末明治初年の領土問題——』(筑摩書房、1994年)、河内良弘著『満洲語文語文典』(京都大学学術出版会、1996年)、羽田亨編『満和辞典』(国書刊行会、1987年)、胡增益主編『新満漢大詞典』(新疆人民出版社、1994年)、M.S.ヴィソコフ他著・板橋政樹訳『サハリンの歴史』(北海道撮影社、2000年)、松浦茂『清朝のアムール政策と少数民族

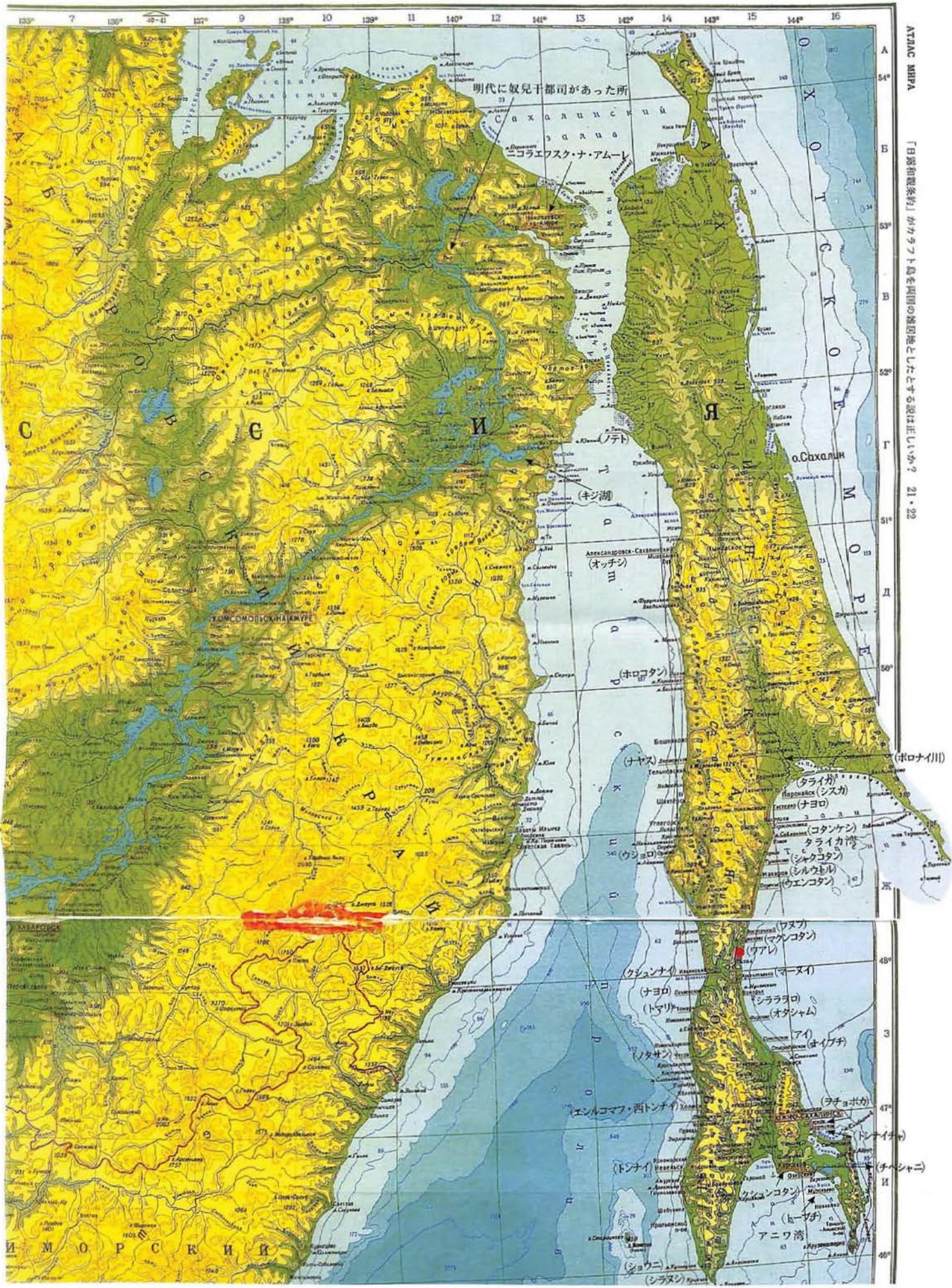
族』(京都大学出版会、2006年)、榎森進『アイヌ民族の歴史』(草風館、2007年)。

- (21) . 秋月俊『日露関係とサハリン島——幕末明治初年の領土問題——』(筑摩書房、1994年) M.S. ヴィソコフ他著・板橋政樹訳『サハリンの歴史』(北海道撮影社、2000年)。ロシア科学アカデミー極東支部：歴史・考古・民族学研究所編・村上昌敬訳『ロシア沿海地方の歴史』(明石書店、2003年)。
- (22) . 注(21) M.S. ヴィソコフ他著・板橋政樹訳『サハリンの歴史』。
- (23) . 『函館市史・通説編第2巻』(函館市、1990年)、82~83頁。
- (24) . 『幕末外』14-129)。
- (25) . 外務省条約局『旧条約彙集』(国立国会図書館蔵)。
- (26) . 箱館奉行所文書『慶応三卯年、御用留、東富内御用所』(北海道立文書館)。
- (27) ~ (28) . 箱館奉行所文書『慶応四戊辰年、御用留、東富内御用所』(北海道立文書館)。

(追記) . 本稿は、2013年10月12日、「2013年度、東北史学会大会」の際、仙台市博物館ホールで行われた「公開講演」で発表した内容を一部訂正し、かつ加筆したものである。



嘉永6年(1853)、ロシア軍がクシヨコシに建設したムラヴィヨフ哨所。
「唐太島くしよんこたん露西亜人城柵之圖」『幕府外』附録2所収。



沿岸地方とサハリン島 (ATLAS MIRA) (世界地図) モスクワ・1999年) より。